

【景観法第72条に基づき条例で定める工作物の形態意匠等の制限】

■ 携帯電話用のアンテナ

高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地に定着するものにあつては、当該工作物の最上部の高さが15メートル以下であること。</li> <li>・ 建築物に定着するものにあつては、当該工作物の最上部が当該建築物の最上部を超えないものであること</li> </ul>
形態	<p>(歴史遺産型美観地区以外の地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話用のアンテナの付属設備は、道路、公園、広場、その他の公共の用に供する空地（以下「公共用空地」という。）から見えない位置に設けられていること。ただし、適切な修景措置が施されており、景観の保全上支障がないと認められるときは、この限りでない。</li> </ul> <p>(歴史遺産型美観地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話用のアンテナの付属設備は、公共用空地から見えない位置に設けられていること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模及び形態が、歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺の町並みの景観と調和し、かつ、公共用空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと。</li> <li>・ 建築物に定着するものにあつては、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の外壁面に設ける携帯電話用のアンテナは、その色彩が当該外壁面の色彩と調和したものであること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。</li> </ul>

■ 太陽光発電装置

高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地に定着するものにあつては、当該工作物の最上部の高さが15メートル以下であること。</li> <li>・ 建築物に定着するものにあつては、当該工作物の最上部が当該建築物の最上部を超えないものであること</li> </ul>
形態	<p>(歴史遺産型美観地区以外の地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上部に設ける太陽光発電装置は、屋根材と一体となる瓦又はパネルの形状のものであつて、かつ、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。ただし、公共用空地から見えない位置に設けられているときは、この限りでない。</li> </ul> <p>(歴史遺産型美観地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上部に設ける太陽光発電装置は、屋根材と一体となる瓦又はパネルの形状のものであつて、かつ、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模及び形態が、歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺の町並みの景観と調和し、かつ、公共用空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと。</li> <li>・ 建築物に定着するものにあつては、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。</li> </ul>

■ 工作物（携帯電話用のアンテナ、太陽光発電装置を除く）

高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地に定着するものにあつては、当該工作物の最上部の高さが15メートル（擁壁にあつては、5メートル）以下であること。</li> <li>・建築物に定着するものにあつては、当該工作物の最上部が当該建築物の最上部を超えないものであること。</li> </ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模及び形態が、歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺の町並みの景観と調和し、かつ、公共用空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと。</li> <li>・建築物に定着するものにあつては、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。</li> <li>・「表A」の色彩を基調とすること。</li> <li>・「表B」の色彩を使用しないこと。</li> </ul>

※ 歴史遺産型美観地区（一般地区を除く）には、別途技術的細目が定められています。「京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則 別表第2の1」をご覧ください。

■ 京都市市街地景観整備条例第19条に規定する高架工作物等

形態意匠	上記のほか、市長との協議によるものとする。
------	-----------------------

色彩の基準（表中のアルファベットは、マンセル値の色相を示す。）

（表A：基調色）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・山ろく型美観地区</li> <li>・山並み背景型美観地区</li> <li>・岸边型美観地区（一般地区）</li> <li>・沿道型美観形成地区（衣掛けの道地区）</li> </ul>	自然景観と調和する色彩 （土や自然素材に多いR（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とする。（アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。））
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岸边型美観地区（歴史的町並み地区）</li> <li>・旧市街地型美観地区</li> <li>・歴史遺産型美観地区</li> <li>・沿道型美観地区（三条通地区）</li> </ul>	歴史的町並みと調和する色彩 （木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材が有するYR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、低明度のN（無彩色）系を除く。）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道型美観地区（都心部幹線地区）</li> <li>・市街地型美観形成地区</li> <li>・沿道型美観形成地区（幹線地区）</li> </ul>	沿道及び市街地の町並みと調和する色彩 （YR（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、PB（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度又は高明度の色彩を基本とする。）

（表B：禁止色）

色 相	彩 度
R（赤）	彩度が6を超えるもの
YR（黄赤）	
Y（黄）	彩度が4を超えるもの
GY（黄緑）	彩度が2を超えるもの
G（緑）	
BG（青緑）	
B（青）	
PB（青紫）	
P（紫）	
RP（赤紫）	

※ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。

## (用語の定義)

- ・ 特定勾配 : 10分の3から10分の4.5までの勾配をいう。
- ・ 特定勾配屋根 : 特定勾配を持つ屋根をいう。
- ・ 低層建築物 : 地階を除く階数が3以下で、かつ、高さ（特定勾配屋根を有する場合は軒の高さとする。以下同じ。）が10メートル以下の建築物をいう。
- ・ 中層建築物 : 地階を除く階数が4以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物のうち、高さが15メートル以下のものをいう。
- ・ 高層建築物 : 高さが15メートルを超える建築物をいう。
- ・ 平入り : 軒が道路（道路が交わる敷地にあっては、いずれかの道路）に平行する屋根形式をいう。
- ・ 軒の出 : 外壁面（木造にあっては、柱・壁の中心）から軒の先端までの水平距離をいう。
- ・ けらば : 切妻屋根の妻側の屋根の端部をいい、<sup>そばり</sup>傍軒ともいう。
- ・ けらばの出 : 外壁面（木造にあっては、柱の中心）からけらばの先端までの水平距離をいう。
- ・ インナーバルコニー : 建築物の外壁から突出しないバルコニーをいう。
- ・ 公共の用に供する空地 : 道路、公園、広場、その他これらに類する空地をいう。
- ・ マンセル値 : 日本工業規格 J I S Z 8 7 2 1（色の表示方法—三属性（色相、彩度、明度）による表示方法）に規定する色の表示方法をいう。
- ・ 自然景観と調和する色彩 : 土や自然素材に多い R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とする。  
（アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。）
- ・ 歴史的町並みと調和する色彩 : 木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材が有する Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、低明度の N（無彩色）系を除く。
- ・ 沿道及び市街地の町並みと調和する色彩 : Y R（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、P B（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度又は高明度の色彩を基本とする。
- ・ 軒庇 : 通りに対して出された庇で、外壁に設けられるものをいい、通り庇、差し掛けともいう。
- ・ 塔屋等 : 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。

## (形態意匠の制限に係る共通の基準)

- 1 屋根の色彩
  - ・日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
  - ・銅板は、素材色又は緑青色とすること。
  - ・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること。
- 2 塔屋等の高さ（塔屋等が周囲の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は、3 m（都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区（以下「高度地区」という。）のうち2.5 m高度地区又は3.1 m高度地区に存する建築物（3.1 m第2種高度地区又は3.1 m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあつては4 m）以下とすること。ただし、機能上必要であり、かつ、建築物の最高の高さからの塔屋等の最上部までの高さが3 m（高度地区のうち2.5 m高度地区又は3.1 m高度地区に存する建築物（3.1 m第2種高度地区又は3.1 m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあつては4 m）を超えず、地域の良好な景観の形成に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 塔屋等の位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとする。
- 4 建築物の外壁は、傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。ただし、良好な市街地の景観形成に資する形態意匠を有するものについては、この限りでない。
- 5 主要な外壁に使用する材料（ガラス及び自然素材を除く。）は、光沢のないものとする。
- 6 バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとすること。ただし、低層建築物である場合又は公共の用に供する空地から望見できない場合は、この限りでない。
- 7 主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。
  - (1) R（赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
  - (2) YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
  - (3) Y（黄色）系の色相で、彩度が4を超えるもの
  - (4) GY（黄緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (5) G（緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (6) BG（青緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (7) B（青）系の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (8) PB（青紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (9) P（紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (10) RP（赤紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- 8 屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と調和したものとする。
- 9 公共の用に供する空地から望見される位置にクーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせることで等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。
- 10 公共の用に供する空地に面して、駐車場等の開放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

### (認定の特例)

- 1 次のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限を適用しないことができる。
  - (1) 優れた形態意匠を有し、土地利用、建築物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより、地域の景観の向上に資すると認められるもの
  - (2) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
  - (3) 一定の団地の土地の区域において、複数の建築物から構成される施設で、当該区域及びその周辺の総合的な景観形成を図ることを目的に、当該区域内の建築物の位置、規模、形態意匠等に関する全体計画が定められ、かつ、その全体計画の内容に適合するもの
  - (4) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の(1)から(3)までの認定を行うに当たっては、あらかじめ、京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならない。ただし、京都市美観風致審議会が定める要件に適合する建築物においては、この限りではない。
- 3 市長は、上記2のただし書きの規定を適用して上記1の(1)から(3)までの認定を行った場合、認定後に京都市美観風致審議会に報告しなければならない。
- 4 市長は、上記1の認定を行うに当たっては、良好な景観の保全若しくは形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。

### (適用除外)

次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模、形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められる建築物  
ただし、歴史遺産型美観地区のうち、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区、祇園町南歴史的景観保全修景地区又は上京小川歴史的景観保全修景地区については、この規定は適用しない。
- (2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物
- (3) 建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- (4) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの
- (5) 文化財保護法の規定により登録有形文化財として登録された建築物
- (6) 京都府文化財保護条例の規定により京都府登録有形文化財として登録された建築物
- (7) 京都市文化財保護条例の規定により京都市登録有形文化財として登録された建築物
- (8) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物で、当該都市計画に定められた内容に適合しない部分を有するものうち、増築又は移転に係るもの（増築にあっては、当該増築をする部分以外の部分に限る。）  
ただし、景観地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画又は美観地区において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。
- (9) 区分の異なる2以上の景観地区にわたる建築物であって、建築物の部分ごとに当該部分が存する地区の形態意匠の制限を適用することが、必ずしも当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に有効でないと認められるもの

(認定の特例) 第2項ただし書きの適用を受ける場合、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・低層建築物で延べ面積が200平方メートル未満
- ・美観地区（歴史遺産型美観地区を除く）及び美観形成地区内の建築物
- ・京都市優良デザイン促進制度に基づき助言を受けたもので、その内容を計画に反映したものであると認めるもの